

令和6年6月7日

関係者各位

更生会社株式会社プロルート丸光  
管財人 弁護士 山本 幸治

## 更生計画案の付議決定に関するお知らせ

当社は、令和6年1月5日に大阪地方裁判所から更生手続開始決定を受け、関係者の皆様のご協力を得ながら更生手続を遂行して参りましたところ、同年5月22日、裁判所に更生計画案を提出し、同年6月7日に当該更生計画案を決議に付する旨の決定（付議決定）を受けましたので、ご報告いたします。

今後は、更生計画認可決定を受け、債権者の皆様に対し、更生計画に従った弁済を行っていきたいと考えておりますので、本更生計画案の内容についてご理解を賜り、ぜひとも、同意の方向での投票をご検討していただきますようお願い申し上げます。

更生計画案の要点は、以下のとおりとなっております。更生計画案の概要、今後のスケジュールについては、次項以下をご参照ください。

### 【更生計画案の要点】

- 当社は、総合衣料卸売事業及びブランドプロダクト事業に経営資源を集約し、生産性や利益率の向上を図り、利益の改善を行うことで、自主再建を成し遂げ、大阪船場におけるリーディングカンパニーとして復活を果たす。
- 更生計画案提出時点での確定一般更生債権数は336件、確定一般更生債権額は約10億5600万円（その他更生担保権、優先的更生債権、共益債権あり）
- 一般更生債権のうち、①10万円以下の部分について弁済率は100%（更生計画認可決定日から6ヵ月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済）、②10万円を超える部分について弁済率は13%（令和7年から令和15年まで毎月7月末日限り、分割弁済）。
- 更生計画認可決定後、資本金の額の減少と全株式の消却を行い、管財人が裁判所の許可を得て、管財人が指定する者に対して普通株式を割り当てる（新資本金額100万円）。
- 自主再建によって当社の再建を進めながら、平行して当社の事業にとってプラスになるスポンサーを選定していく。

## 【更生計画案の概要】

### 第1 更生計画案提出までの経緯

#### 1 更生手続開始決定

株式会社プロルート丸光（以下「プロルート丸光」という。）は、昨今の事業環境の急激な悪化に伴う資金繰りの悪化等を原因として、令和5年12月5日に大阪地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、令和6年1月5日に更生手続開始決定がなされた。

管財人には、申立代理人弁護士山本幸治が選任され、管財人は、8名の管財人代理による管財人団を組織して更生手続を進めている。

なお、本更生手続では、更生手続開始の申立てに伴い、小林あや弁護士が調査委員に選任された。

#### 2 更生債権等の届出と調査

本更生手続では、更生手続開始以降、円滑な事業遂行に不可欠な衣料品の仕入先でもあり、かつ売掛債権を有すると認められる債権者に対して債権届出の機会を保障するため、債権が発生している可能性のある債権者約1500名に対して債権届出書類の発送を行った。管財人は、社内を設置した管財人室において問合せ対応に万全を期したほか、債権届出書類が不着となった債権者の住所調査等を行い、可能な限り債権届出の催告等を行った結果、最終的に340名から債権届出がなされた。

また、届出債権に対する債権調査については、社内の管理データと各債権者から受領した請求書を照合し、迅速且つ効率的に債権調査を進めた。

債権調査の結果、確定した一般更生債権の金額は、約10億5600万円である。

#### 3 スポンサー選定状況等

更生手続開始以降、スポンサー選定手続の公正性と透明性を確保するべくスポンサーを公募し、最終的に二次意向表明書を提出したスポンサー候補者との間で協議を継続したものの、条件等の折り合いがつかなかったため、合意締結に至らず断念した。もともと、現在もプロルート丸光と同事業を運営する企業との間で資本提携のみならず業務提携を含め、両社におけるシナジー効果の発現を目指した交渉を継続している。

#### 4 役員責任調査

更生手続開始申立てに至る過程で、雇用調整助成金の不正受給問題、金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）等のコンプライアンス上の問題が発生していたことを踏まえて、更生手続開始以降、管財人団において過去の役員責任について調査を実施し、令和6年5月17日付けで、大阪地方裁判所に役員責任の有無に関して調査結果をまとめた報告書を提出すると同時に、大阪地方裁判所に対して、役員に対して当社が被った損害の賠償を求める訴訟を提起するに至った。

## 第2 会社の資産及び負債の状況

令和6年3月20日（基準日）における財産評定後の資産・負債の状況は以下のとおりである。

資産総額	1,557,091,400円
負債総額	2,474,435,293円
内優先的更生債権・共益債権	78,943,546円
更生担保権	840,044,300円
一般更生債権	1,055,586,381円

基準日において、会社を清算することを前提として資産の評価を行い、更生債権確定見込額を前提として計算した清算配当率は、-2.14%である。

## 第3 更生計画の骨子

プロルート丸光は、大阪船場における衣料品の卸売業界のパイオニアとして長年にわたり培った卸売事業のノウハウに加えて多数の得意先及び仕入先等との人脈を活かし、法令遵守を徹底した経営を行うことにより、自主再建を前提とした再建を図る。

### 1 更生担保権

更生担保権のうち、①担保不動産は、速やかに売却し、当該売却代金額から更生手続費用及び売主負担の諸費用等を控除した額（実質売却価格）を売却後3か月以内に一括で弁済、②担保株式は、いずれも更生会社に返還を受け、更生手続開始決定時の時価に基づいて計算した金額を更生計画認可決定日から3か月以内に一括で弁済する。

### 2 優先的更生債権（租税等の請求権及び労働債権）

更生手続開始決定日以降の延滞金等の全額について免除を受け、①租税等の請求権（延滞金等は全額免除）は、免除後の債権を令和7年から令和9年まで毎年6月末日限り均等分割納付、②労働債権（開始後利息等について全額免除）は、免除後の債権を令和7年7月末日限り、一括で弁済する。

### 3 一般更生債権（取引債権等）

元本等更生債権（確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金）について、弁済率（①10万円以下の部分は100%、②10万円を超える部分は13%）を乗じた額の合計額を弁済し、その余の金額について更生計画認可決定時に免除を受け、開始後利息等は、更生計画認可決定時に全額の免除を受ける。

弁済方法については、①10万円以下の部分は、更生計画認可決定日から6か月を経過する日の属する月の末日までに一括で弁済、②10万円を超える部分は、免

除後の金額を令和7年から令和15年まで毎年7月末日限り、分割して弁済する。

#### 4 株主

- (1) 更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日に発行済株式の全てを無償取得する。
- (2) 前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。
- (3) 減少する資本金の額は以下のとおり  
更生計画認可決定時 657,061,400 円 (減少後の資本金額 10,000,000 円)  
募集株式発行日 10,000,000 円

#### 5 募集株式の発行と資本金

管財人が裁判所の許可を得て、管財人が指定する者に対し、以下のとおり募集株式を割り当てる。

- ① 募集株式の種類：普通株式
- ② 募集株式1株当たりの払込金額：50,000 円
- ③ 募集株式の数：20 株
- ④ 払込期日：更生計画認可決定日から1か月を経過する日の属する月の末日迄
- ⑤ 増加する資本金の額：資本金 1,000,000 円

### 【今後のスケジュール】

日程	内容
令和6年5月22日	更生計画案の提出
令和6年6月7日	更生計画案の付議決定
令和6年6月中旬頃以降（予定）	更生計画案の発送
令和6年7月12日	書面投票期間満了

※ 書面投票の結果、同意が法定の可決要件を満たす場合には、更生計画案は可決されます（可決要件については、本日付で掲載しております「今後の更生手続に関するQ&A」のQ3をご覧ください。）。その後、裁判所が更生計画を認可するか否かを判断することとなります。

以上